

消費生活情報

「マルチ商法にご注意！」

相談事例

病院の待合室で知らない女性から声を掛けられ、健康飲料を勧められて購入契約をしたが、ネットワークビジネスの登録だった。

(87歳・男性)

事業主として商品を委託販売する組織に加入したが、勧誘時に説明されたような報酬は得られず、借金だけが残った。

(56歳・男性)

アドバイス

マルチレベルマーケティングやネットワークビジネスは、マルチ商法の一例です。特定商取引法で連鎖販売取引として規制されています。規制を守って行われる限りは合法ですが、事例のように、内容を十分理解できない高齢者に契約させたり、勧誘時に誇大なもうけ話を信じさせたりするな

ど、トラブルが続いていきます。悪質なマルチ商法から身を守る注意点を、次に挙げていきます。

■獲らぬ狸の皮算用に注意

勧誘時、もうかることしか言わなかったり、短期間のうちに莫大な利益になるといった話は、魅力的ですが、仕組みをよく理解して冷静に判断しましょう。

■しがらみに流されない

勧誘活動が知人の中で行われるため、人間関係を損ないたくないという弱点を突いた商法です。事例のように親しげに話し掛けてくることもあります。思うような利益が得られないと、相互不信や憎しみに変わっ

ていきます。無理をせず、正直に断りましょう。

■ねずみ講にも似ている

ねずみ講は金銭配当組織であり、反社会性の高い取り引きとして全面的に禁止されています。一方、マルチ商法は商品販売組織です。組織の活動目的は異なっても、次々と子会員を増やしていくことで利益が入る仕組みは、ねずみ講と似ています。

一人が二人ずつ勧誘し続けると、28代で日本の人口を超え、必ず破綻します。特に日本に窓口のない海外業者などのマルチレベルマーケティングは、トラブルになると解決が困難です。

勧誘されている組織に疑問を持った場合は、消費生活センターへ、海外業者とのトラブルは、越境消費者センターへご相談ください。

消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～16時
※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館で消費生活出張相談
相談日 6月28日(水)13時～16時
※6月23日(金)16時までに、消費生活センターに電話で予約してください。

道の駅びんご府中からのお知らせ

夏季・年末などは水曜日も営業を行います

毎週水曜日が定休日ですが、次の日は営業します。

7月19日(水)、7月26日(水)、8月2日(水)、
8月9日(水)、8月16日(水)、9月20日(水)、
10月18日(水)、12月27日(水)

営業時間が次のとおり変更になりました

- ▷産直市場…9時～17時
- ▷アンテナショップ…9時～18時(9月末まで)
- ▷レストラン…11時～17時(ラストオーダー15時)
- ▷交流テラス…9時～18時

問い合わせ先 道の駅びんご府中 (☎54-2300)

